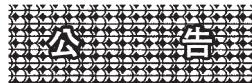


- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 内川姨捨停車場線
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字内川字東久保1306番の6地先から千曲市大字内川字東久保305番地先まで	旧	m 4.9~5.7	km 0.0400
千曲市大字内川字東久保1313番の1地先から千曲市大字内川字東久保305番地先まで	新	m 3.7~19.0	km 0.0800

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年1月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日

平成25年1月21日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉のふくちゃん

- 3 代表者の氏名

宮坂典男

- 4 主たる事務所の所在地

松本市梓川梓2288番地3

- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人たちが、人間の尊厳を保ち、暮らしの中で自己決定・自己実現が図れ、主体的に生きることができるよう支援するとともに、障害の有無にかかわらず地域社会に暮らすすべての人々が健康で文化的な暮らしが営める社会と、その仕組みの実現のため寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年1月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日

平成25年1月22日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人天竜川ゆめ会議

- 3 代表者の氏名

福澤 浩

- 4 主たる事務所の所在地

駒ヶ根市赤穂14616番地67

- 5 定款に記載された目的

この法人は、天竜川流域の河川や水辺で水害・土砂災害等の自然災害の防止、水資源の保護、生態系の保護観察等の活動を行っている仲間たちと交流、連携を促進しつつ、天竜川の環境を保全、回復し、次世代に誇りをもってこれを継承することを目的とする。

県民協働・NPO課

長野県長野建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年2月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年1月31日

長野県長野建設事務所長 赤羽敏雄

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 長野真田線
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市大字下氷鉢字鴨田533番の1地先から長野市小島田町字田中沖1046番の1地先まで	旧	m 7.5~13.4	km 1.0744
同上	新	m 27.0~40.6	km 1.1505

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年2月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年1月31日

長野県飯田建設事務所長 伊藤直喜

- 1 路線名 米川駄科停車場線
 2 供用を開始する区間
 　飯田市龍江9453番の4地先から
 　飯田市龍江9426番の1地先まで
 3 供用を開始する期日 平成25年1月31日

道路管理課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年1月31日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ南佐久店

南佐久郡佐久穂町大字畠3804-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前)

南佐久郡八千穂村大字畠3804-1 ほか

(変更後)

南佐久郡佐久穂町大字畠3804-1 ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

氏名（名称）	代表者氏名 (法人の場合)	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1
中沢 二郎	—	南佐久郡佐久穂町大字高野町2944
合資会社みどり屋	細谷 博一	南佐久郡佐久穂町大字高野町2315
丸山 辰典	—	佐久市市原251-4
篠原 秀雄	—	南佐久郡佐久町大字高野町2946
株式会社マツダ産業	松田 正一	南佐久郡佐久町大字高野町585

ほか2者

(変更後)

氏名（名称）	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1
篠原 秀雄	—	南佐久郡佐久穂町大字高野町2946
株式会社マツダ産業	松田 正一	南佐久郡佐久穂町大字高野町585

ほか2者

4 変更した年月日

合資会社みどり屋の退店

平成13年4月12日

篠原 秀雄の住所変更

平成17年3月20日

株式会社マツダ産業の住所変更

平成17年3月20日

中沢 二郎の退店

平成22年11月30日

丸山 辰典の退店

平成24年12月31日

5 届出年月日

平成25年1月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年1月31日から平成25年5月31日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年1月31日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東部中央ショッピングセンター

東御市大字田中字城ノ前705-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

氏名（名称）	代表者氏名 (法人の場合)	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1
株式会社信濃屋書店	小川 庄司	東御市田中210-2
上糖 高昌	－	東御市田中210-1
小林 俊行	－	東御市加沢1113

ほか4者

(変更後)

氏名（名称）	代表者氏名	住所
株式会社マツヤ	小山 光作	長野市大字北尾張部710-1

ほか4者

4 変更した年月日

株式会社信濃屋書店の退店

平成15年8月31日

上糖 高昌の退店

平成18年12月31日

小林 俊行の退店

平成18年12月31日

5 届出年月日

平成25年1月18日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年1月31日から平成25年5月31日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年1月31日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルプラザショッピングセンター
上田市中丸子1647-7ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

みずほ信託銀行株式会社
東京都中央区八重洲1-2-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名
(変更前)

氏名（名称）	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	麻田 正義	岡谷市赤羽1-4-18
有限会社御菓子処花岡	花岡 利夫	東御市田中557

ほか3者

(変更後)

氏名（名称）	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	井浦 康晴	岡谷市赤羽1-4-18
有限会社御菓子処花岡	花岡 かつ子	東御市田中557

ほか3者

4 変更した年月日

平成24年12月12日

5 届出年月日

平成25年1月22日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年1月31日から平成25年5月31日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年1月31日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ南佐久店

南佐久郡佐久穂町大字畠3804-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マツヤ	午前10時	午後10時
有限会社クリーニングかとう ほか3者		午後8時 年間60日午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マツヤ		午後10時
有限会社クリーニングかとう ほか3者	午前7時	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
24時間	午前6時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

平成25年3月1日

5 届出年月日

平成25年1月18日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年1月31日から平成25年5月31日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年1月31日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東部中央ショッピングセンター

東御市大字田中字城ノ前705-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マツヤ	午前10時	午後10時
有限会社金正一内山商店 ほか3者		午後8時 年間90日午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マツヤ	午前7時	午後10時
有限会社金正一内山商店 ほか3者		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
24時間	午前6時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

平成25年3月1日

5 届出年月日

平成25年1月18日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年1月31日から平成25年5月31日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告し、意見を縦覧に供します。

平成25年1月31日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）パロー松尾店

飯田市松尾明8000-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社パロー

岐阜県恵那市大井町180-1

3 意見の対象となった届出に係る公告年月日

平成24年11月22日

4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により飯田市から聴取した意見

計画地が浸水想定区域であるため、浸水時における避難計画の策定に努められたい。また、内・外水氾濫時には、自己の責務で対処されたい。

5 意見書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課及び長野県下伊那地方事務所商工観光課

6 縦覧の期間

平成25年1月31日から平成25年3月1日まで

経営支援課

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第8条の2第1号の規定による建築士が死亡した旨の届出があったため、同法第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

平成25年1月31日

長野県知事 阿部 守一

1 免許の取消しをした年月日

平成25年1月25日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号

(1) 栗田正治

二級建築士 長野第789号

(2) 滝澤裕

二級建築士 長野第4315号

建築指導課

公告

上田市二ヶ村堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年1月31日

長野県上小地方事務所長 藤森靖夫

理 事

新 任

氏 名	住 所
松崎正則	上田市下之条695番地
南村正昭	上田市下之条258番地1
中村和義	上田市下之条523番地4
飯島文則	上田市下之条547番地1
滝沢寿生	上田市中之条291番地
石井雄一	上田市小泉2816番地1
中村秀一	上田市上田原302番地2

重 任

氏 名	住 所
中村秀直	上田市下之条635番地

退 任

氏 名	住 所
佐々木勇	上田市下之条565番地
塩崎秀信	上田市下之条489番地
中村守徳	上田市下之条170番地1
宮下年弘	上田市下之条292番地8
中澤友義	上田市中之条702番地
石井要一	上田市小泉2841番地2
山浦明夫	上田市上田原276番地

監 事

新 任

氏 名	住 所
清水勝己	上田市下之条120番地49
中沢和彦	上田市中之条728番地

退 任

氏 名	住 所
橋詰強	上田市下之条700番地
山岸弘修	上田市中之条696番地1

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年1月31日

長野県諏訪建設事務所長 河西明彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務及び予定数量

ア 役務

平成24年度諏訪湖流域下水道 汚泥焼却灰等収集運搬及び処分業務委託

イ 予定数量

下水汚泥焼却灰（ばいじん） 240トン

廃砂（燃え殻） 4トン

(2) 役務の特質

下水汚泥焼却灰（ばいじん）であって砒素を含む有害な産業廃棄物）及び流動床焼却炉の廃砂（燃え殻であって砒素を含む有害な産業廃棄物）の収集運搬及び処分

(3) 履行期限

平成25年3月28日

(4) 汚泥焼却灰等の引渡し場所

諏訪市大字豊田字湖畔1866-1

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場

(5) 入札方法

下水汚泥焼却灰及び廃砂1トン当たりの収集運搬単価及び処分単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(4) 次に掲げる許可の全てを受けている者であること。

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第1項の規定による積卸しを行おうとする場所を管轄する都道府県知事等の産業廃棄物（ばいじん及び燃え殻）の収集運搬の業の許可
イ 廃棄物処理法第14条第6項及び第14条の4第6項の規定による処分を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（いずれもばいじん及び燃え殻）の処分の業の許可

(5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(6) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

(7) 入札参加申込書等を6の(4)の期日までに提出し、その内容について長野県諏訪建設事務所長の確認通知を受けた者であること。

3 グループ入札

この入札は、2の(4)のアの許可を受けている者（以下「収集運搬業者」という。）と2の(4)のイの許可を受けている者（以下「処分業者」という。）それぞれ1者により構成されるグループ（以下「グループ」という。）でも参加することができます。この場合において、2の資格は、(1)から(3)まで及び(6)は収集運搬業者又は処分業者がいずれも該当しなければいけないものとし、(5)の等級区分については、収集運搬業者にあってはA、B又はCに、処分業者にあってはAに格付けされているものとします。

4 グループを構成する場合の条件

グループを構成する場合には、次の条件を付します。

(1) 処分業者をグループの代表者とし、代表者が落札決定までの

手続を行い、入札に係る全ての責任を負うこと。

(2) 6の(4)において求める入札申込書においてそのグループの構成員を明らかにすること。

(3) 2の(7)の確認通知を受けた後に、グループの構成員の変更はできないこと。

(4) グループの構成員は、本件入札において単独の入札者又は他のグループの構成員になれないこと。

5 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644-10

長野県諏訪建設事務所 総務課工事事務係

電話 0266(57)2934

6 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年2月14日(木) 午前10時30分

イ 場所 諏訪合同庁舎 502号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める入札参加申込書及び必要事項について説明した書類を、平成25年2月7日(木)午後5時までに上記5の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とし、収集運搬業務委託及び処分業務委託の契約書を一括して作成します。ただし、グループが落札した場合には、グループを構成する収集運搬業者と収集運搬業務委託の契約書を、処分業者と処分業務委託の契約書をそれぞれ作成します。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者又はグループを落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

7 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水課